

京情審答申第48号
平成15年7月30日

京都府公安委員会
委員長 石田 隆 一 様

京都府情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成14年4月12日付け公委第231号で諮問のあった事案について、
次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった部分公開決定において実施機関が非公開とした部分のうち別表 1 の部分を公開すべきである。その余の判断は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 13 年 12 月 28 日、京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して「2001 年 11 月 20 日に行われた関西電力高浜発電所 2 号機への新燃料輸送にかかわる核燃料物質等運搬届」を内容とする公文書の公開請求が行われた。
- 2 これに対し、実施機関は、対象文書を「核燃料物質等運搬届出書」（平成 13 年 11 月 5 日付け）に特定するとともに、平成 14 年 1 月 9 日、条例第 11 条第 2 項の規定により公開決定等の期間を延長した上、平成 14 年 2 月 8 日、本件公開請求について、条例第 10 条第 1 項の規定により別表 2 のとおり部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書部分公開決定通知書を審査請求人に送付した。
- 3 平成 14 年 4 月 8 日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、本件処分のうち、別表 2 の「非公開とした部分」欄の下線部分（以下「争点部分」という。）を不服として京都府公安委員会に対し審査請求（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成 14 年 4 月 12 日、京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）は、条例第 17 条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問した。

第 3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、争点部分の取消しを求めるというものである。

第 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

全国で50数基もの原子力発電所が運転を続け、核燃料物質等を積んだ輸送トラックが、年間60回から70回ほど府内を運行している状況の中で、核燃料物質等がどのように運搬されているかについての情報が公にされることは、住民の生命、健康に対する危険を回避し、安全を確保する上で必要不可欠なことである。

1 運搬を委託された者の住所、氏名及び運送人について

高浜発電所まで輸送される間、核燃料物質等の安全確保については、「運搬を委託された者」が放射能災害を防ぐ責務を担っている。

このような、重要な社会的責任を担う以上、「運搬を委託された者」の住所及び氏名は当然公開されるべきである。

2 運搬日時について

公開請求時の福井新聞の記事において、本件輸送の到着時間については、「11月20日午前」と既に公表されているところであり、少なくとも、到着時刻に係る「午前・午後」程度の情報は公開しても何ら支障がないはずである。

3 別紙1記載の区間、キロ程、路線名、所要時間、備考について

核燃料物質等から引き起こされる危険から身を守るためには、どこに危険物があるのかという情報が明らかにされている必要がある。

各種法令においても、核物質及び放射性物質の保管場所には、その旨を明示するよう定められているところであり、核燃料物質等が輸送される場合においても、同様に輸送される路線名は公開されるべきものである。

また、余裕のある運転計画は、交通事故を起こさない上で非常に重要なことである。

核燃料物質等という危険物を輸送する場合には、特に重要なことであり、十分な余裕を持って輸送されているかどうか点検するため、備考に記載されていると思われる点検、休憩及び運転手交代等の情報、区間、キロ程、路線名並びに所要時間等について明らかにすることが必要である。

4 別紙2記載の自動車登録番号、最大積載重量、積載重量及び輸送回数、伴走車の種類、車種、備考、警備員の所属会社並びに予備車両について

陸運局に登録され、車検を受けた自動車でなければ運転してはならないこと、最大積載量を超えた荷物の運搬をしてはならないことは、

法令に明記されているところである。核燃料物質等の輸送についても、法令が遵守されていないならば、法令を遵守していることを明らかにすることは、行政処分における説明責任を果たす上でも当然のことである。

また、伴走車が事故に巻き込まれるケースもあり、警備会社については、安心して警備を任せられる会社であるのか、事故の際に使用されると考えられる予備車両についても、具体的にどのような事態に対処するための車両であるのか明らかにされる必要がある。

5 積載方法及び別紙 3

「核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令」(昭和53年総理府令第48号)には、積載車両外観図の例が明らかにされている。

事故時に核燃料輸送容器、核燃料集合体が破損しないように、また、いわゆる「荷崩れ」などが起きないように充分固定されているかどうか明らかにされる必要がある。

特に、破損等が起きた場合には、積載されている核燃料集合体の数によって、処理方法も異なることから安全確保がなされているかどうかは公にされなければならない。

別紙3については、積載車両外観図が記載されていると推測されるが、全面「墨塗り」されているため、何が記載されているかさえわからない。少なくとも、何が記載されているのかが明らかにされなければ、非公開とされた理由さえ理解できない。

6 別紙 5 のうち運搬要領の 5

運搬要領の5についても、何が記載されているのかが明らかにされなければ、非公開とされた理由さえ理解できない。

上記内閣府令によれば、非公開部分と思われる同種の記載があり、それによれば、非公開とされるべきものは監視担当者的人数くらいである。

7 別紙 7 について

上記内閣府令では、事故時に国、都道府県の各機関へ連絡が入り、それぞれが対応することになっている。事故の際、住民が自らの生命と健康を守るために、どの機関から情報を収集し、どの機関の指示に基づいて行動すれば良いのかを判断するためには、当然公開されるべき情報である。

第 5 諮問庁の説明要旨

諮問庁が理由説明書及び諮問庁の命を受けた実施機関の職員による口

頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書の性格について

本件公文書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第5項等の規定により、核燃料物質等の運搬証明書の交付を受けようとする者が、都道府県公安委員会に提出すべき文書である。

当該文書には、いつ、どこで、誰が、どのような核物質を、どのように運搬するのか、そしてその保安、防護のための措置はどのようなものか等の情報が記載されており、これらの情報は、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する情報である。

核物質の取扱量及び輸送量が大幅に増加していること、諸外国において核物質を標的とし又は核物質を用いた違法行為が現実に敢行されていること、国内においても原子力発電に係る各種行事をとらえた妨害行動がみられること、初歩的な核爆発装置の製造に関する知識が広範に流通していることなどの状況にかんがみれば、これらの情報を公にすると、犯罪発生 of 具体的かつ現実的なおそれが相当の理由をもって認められるところである。

2 争点部分を非公開とした理由（共通理由）

争点部分を公にすれば、核物質を標的とし又は核物質を用いた違法行為を敢行しようとする者（以下「核犯罪企図者」という。）に対し、運搬に係るそれらの情報を統計的に教示することとなり、犯罪計画の立案を容易にする具体的かつ現実的なおそれがある。

加えて、このように犯罪計画の立案を容易にするおそれがあることから受託者、運送者等が萎縮し、これらの者を確保することが困難となるなど、運搬に係る保安、防護措置の確保に支障をきたすおそれがある。

（1）運搬を委託された者の住所、氏名及び運送人について

これらの情報を公にすると、核犯罪企図者により、本件受託者に対し、受託自体に対する報復活動又は今後受託しないようにさせるためのけん制活動が犯罪行為の態様により敢行される具体的かつ現実的なおそれがある。

本件運搬は既に終了しているが、本件受託者が今後も継続して運搬を受託することも考えられることから、将来の核物質運搬に際し、同様のおそれがある。

（2）運搬日時について

既に出発地及び到達地を公にしていることから、始期及び終期から算出される所要時間と併せて判断することにより、運送手段、運送経路等を核犯罪企図者に教示することとなり、これらの者による将来の運搬における犯罪計画の立案を容易にする具体的かつ現実的なおそれがあることから、公にすれば将来の違法行為を容易にし、よって公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると相当の理由をもって認める情報である。

(3) 別紙 1 記載の区間、キロ程、路線名、所要時間、備考について

これらの情報を公にすれば、運搬経路、運搬に係る留意事項、特異動向等を予測することが可能となり、駐車及び積卸し等が行われる場所など襲撃しやすい場所が明らかになることにより、犯罪の敢行が容易になるなど、将来の運搬における犯罪計画の立案を容易にする具体的かつ現実的なおそれがあることから、公にすれば将来の違法行為を容易にし、よって公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると相当の理由をもって認める情報である。

(4) 別紙 2 記載の自動車登録番号、最大積載重量、積載重量及び輸送個数、伴走車の種類、車種、備考、警備員の所属会社並びに予備車両について

これらの情報を公にすれば、自動車に係る種別、形状、所有者、使用者等の情報、おおむねの車種、どの程度の核物質がどの程度に分散されて積載されるのか、警備体制及びその補完体制等に係る情報を核犯罪企図者に教示することとなり、将来の運搬における犯罪計画の立案を容易にする具体的かつ現実的なおそれがあることから、公にすれば将来の違法行為を容易にし、よって公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると相当の理由をもって認める情報である。

(5) 積載方法及び別紙 3

これらの情報を公にすれば、核物質の具体的な積載方法等の情報を核犯罪企図者に教示することとなり、将来の運搬における犯罪計画の立案を容易にする具体的かつ現実的なおそれがあることから、公にすれば将来の違法行為を容易にし、よって公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると相当の理由をもって認める情報である。

(6) 別紙 5 のうち運搬要領の 5 について

本件情報を公にすれば、警備員の配置等安全確保のための措置の実態（条件場所、人数、留意事項、特異事項等）に係る情報を、核犯罪企図者に教示することとなり、将来の運搬における犯罪計画の立案を容易にする具体的かつ現実的なおそれがあることから、公にすれば将来の違法行為を容易にし、よって公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると相当の理由をもって認める情報である。

（ 7 ）別紙 7 について

本件情報を公にすれば、核物質運搬に係る異常時の連絡系統、対処する機関、連絡媒体、その識別方法等を予測し、犯罪を敢行する際又は敢行した後においてこれらの系統を遮断し、対処する機関をも襲撃し、一斉架電、一斉 F A X、ジャミング、多人数による蝟集その他の妨害手段により連絡媒体を無力化し、対処する機関の実力を凌駕する盗取、強取措置を準備するなど、将来の運搬における犯罪計画の立案を容易にする具体的かつ現実的なおそれがあることから、公にすれば将来の違法行為を容易にし、よって公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると相当の理由をもって認める情報である。

また、このようなおそれがあることから、本件情報を公にすれば、異常時の連絡調整という事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということもできる。

第 6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公にすることにより公共の安全と秩序の維持を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第 6 条において公にしてはならない情報として

具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由について

諮問庁は、争点部分は、条例第6条第7号に該当し、異常時連絡系統図については、条例第6条第5号にも該当すると主張するので、まず、条例第6条第7号該当性について、順次、検討、判断することとし、なお、必要があれば、条例第6条第5号該当性について検討、判断する。

(1) 条例第6条第7号該当性について

条例第6条第7号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」が記載されている公文書については、実施機関は、公文書の公開をしないことを定めている。

同号は、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、公開又は非公開の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、相当の理由があるとする実施機関の判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かという観点から審理するのが適当であるとしたものである。

以下、このような観点から実施機関の判断に相当の理由があると認められるかについて、個別具体的に検討する。

(2) 運搬を委託された者の住所、氏名及び運送人について

運搬を委託された者は、審査請求人が主張するように、核燃料物質等の安全確保について重要な社会的責任を担う者である以上、それが誰かという情報は、公にする要請が高い情報であるといえる。

この点、諮問庁は、これらの情報を公にすれば、核犯罪企図者により、本件受託者に対し、受託自体に対する報復活動又は今後受託しないようにさせるためのけん制活動が犯罪行為の態様により敢行される具体的かつ現実的なおそれがあると主張する。

しかし、本件運搬は既に終了していることや、仮に同一事業者に

対して、今後の受託が予測できるとしても、そのことのみから直ちに、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが具体化するとの実施機関の判断に合理性があるということとはできず、相当の理由があると認めることはできない。

(3) 運搬日時について

諮問庁は、本件情報を公にすれば、始期及び終期から算出される所要時間と併せて判断することにより、運送手段、運送経路等を核犯罪企図者に教示することとなり、これらの者による将来の運搬における犯罪計画の立案を容易にする具体的かつ現実的なおそれがあると主張する。

しかし、運送手段が公にされても上記おそれが生じるとは考えられないし、本件情報が公になることにより、具体的な運送経路までもが明らかになるともいえない。

また、当審査会が調査したところによれば、本件情報は、既に関西電力株式会社において公表されていることが認められた。

このような事情をかんがみれば、本件情報を公にすることで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断に合理性があるということとはできず、相当の理由があると認めることはできない。

(4) 別紙 1 記載の区間、キロ程、路線名、所要時間、備考について

これらの情報を公にすれば、実際の運搬経路や、どの地点で休憩をとるのかといった具体的かつ詳細な情報が明らかになるものと認められる。

諮問庁の説明によれば、熊取事業所から高浜発電所までの本件経路及び休憩地点は、今後も運搬に当たって、反復継続して使用される蓋然性が高いとのことであった。

すると、これらの細部にわたる具体的な情報を公にすると、将来の運搬における犯罪計画の立案を容易にする具体的なおそれがあるという主張は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるといえる。

したがって、本件情報を公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

- (5) 別紙 2 記載の自動車登録番号、最大積載重量、積載重量及び輸送個数、伴走車の種類、車種、備考、警備員の所属会社並びに予備車両に係る記述について

まず、実際に利用した自動車の登録番号を公にすると、将来の運搬における犯罪計画の立案を容易にする具体的かつ現実的なおそれがあること、また、伴走車の種類についても、これを公にすると、実際の警備体制及びその補完体制等に係る情報が明らかになり、犯罪計画の立案を容易にする具体的なおそれがあるという諮問庁の主張は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるといえる。

したがって、これらの情報を公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

次に、諮問庁は、最大積載重量、積載重量及び輸送個数、車種、備考、警備員の所属会社並びに予備車両に係る記述について、これらを公にすると、どの程度の核物質がどの程度に分散されて積載されるのか、また、警備体制及びその補完体制が明らかになり、犯罪計画の立案を容易にする具体的なおそれがあると主張する。

しかし、最大積載重量、積載重量及び輸送個数、車種並びに予備車両に係る記述についての情報は、そもそも警備体制に係る情報であるとはいえない。

また、輸送した総個数については、既に関西電力株式会社から公表されており、最大積載重量、積載重量及び輸送個数を公にすることにより、どの程度に分散されて積載されるのかが公になり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断に合理性があるということとはできない。

また、車種についても、公にしても特段の支障は認められない。

さらに、備考及び警備員の所属会社についても、事業者自ら、核燃料の運搬に携わっていることを公表しているところも見受けられることをかんがみると、これらの情報を公にすることで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断に合理性があるということとはできず、相当の理由があると認めることはできない。

- (6) 積載方法及び別紙 3

諮問庁は、これらの情報を公にすれば、核物質の具体的な積載方

法等の情報を核犯罪企図者に教示することとなり、将来の運搬における犯罪計画の立案を容易にする具体的かつ現実的なおそれがあると主張する。

しかし、具体的な積載方法が核物質固有のものであるのならばともかく、一般的な積載方法を記述したものにすぎないのであるから、これらの情報を公にすることで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断に合理性があるということとはできず、相当の理由があると認めることはできない。

(7) 別紙 5 のうち運搬要領の 5 について

諮問庁は、本件情報は、警備員の配置等安全確保のための措置の実態に係る情報であると主張するが、具体的な警備体制に係る記述ならともかく一般的な記述に留まっている。

したがって、これを公にすることで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断に合理性があるということとはできず、相当の理由があると認めることはできない。

(8) 別紙 7 について

諮問庁は、本件情報を公にすれば、核物質運搬に係る異常時の連絡系統、対処する機関、連絡媒体、その識別方法等を予測し、犯罪を敢行する際又は敢行した後においてこれらの系統を遮断し、対処する機関をも襲撃し、一斉架電、一斉 F A X、ジャミング、多人数による集合その他の妨害手段により連絡媒体を無力化し、対処する機関の実力を凌駕する盗取、強取措置を準備するなど、本件運搬と出発地及び到達地を同じくする将来の運搬における犯罪計画の立案を容易にする具体的かつ現実的なおそれがあると主張する。

確かに、このような危険が全くないとはいえず、その場合には、極めて重大な結果を生じ得ることにかんがみれば、異常時の具体的な連絡相手、担当者への直通の電話番号及び文部科学省緊急連絡システムの電話番号については、実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるといえる。

しかし、具体的な連絡相手が公務員である場合については、その職責を担って行っているのであり、これを非公開とするとの実施機関の判断に合理性は認められず、法令上連絡しなければならないこととされている一般的な連絡先や担当者への直通ではない電話番号についても、実施機関の判断に合理性があるということとはできず、相当の理由があると認めることはできない。

なお、これら実施機関の判断に合理性があるということができな

い情報については、これらを公にすることで、条例第6条第5号の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表 1

頁	公開すべき部分
1	・ 運搬を委託された者の住所及び氏名
2	・ 運搬日時
4	・ 運送人の氏名及び住所並びに積載方法
5	・ 核燃料物質等積載車両及び運転者の表中、「最大積載重量」及び「積載重量及び輸送個数」欄 ・ 伴走車及び運搬従事者の表中、「車種」欄及び「備考」欄 ・ 欄外注意書き中、「警備員の所属会社」並びに「予備車両の車両の種類」及び「積み荷個数」
6	・ すべて
8	・ 運搬要領の 5（ただし人数を除く。）
10	・ 異常時連絡系統図中、左の列の担当者への直通番号及び文部科学省緊急連絡システム番号並びに中の列の具体的な担当者名（職名を含む。）及び担当者への直通番号を除く部分

別表 2

頁	非公開とした部分	非 公 開 事 由
1	決裁印欄の印影	・ 条例第6条第6号 ・ 施行規則第2条(注)
	証紙の印影 加工事業者の担当者	・ 条例第6条第1号
	加工事業者の印影	・ 条例第6条第3号 ・ 条例第6条第7号
	加工事業者の電話番号	・ 条例第6条第3号
	<u>運搬を委託された者の住所、氏名、 担当者、電話番号及び印影</u>	・ 条例第6条第1号 ・ 条例第6条第7号
2	<u>運搬日時</u>	・ 条例第6条第7号
3	(別紙1) <u>運搬経路及び運行時刻</u> 〔 <u>区間・行程・路線名・所要時間・備考</u> 〕	・ 条例第6条第7号
4	(その2) 運搬内容 <u>運送人、運行責任者氏名、同行者氏名 及び積載方法</u>	・ 条例第6条第1号 ・ 条例第6条第7号
5	(別紙2) 核燃料物質等積載車両及び運転者欄 〔 <u>自動車登録番号、最大積載量、 積載重量及び輸送個数</u> 〕	・ 条例第6条第1号 ・ 条例第6条第7号
	伴走車及び運搬従事者欄 〔 <u>伴走車の種類、車種、備考欄</u> 〕	
	その他欄外注意書き 〔 <u>警備員の所属会社、予備車両</u> 〕	
6	<u>別紙3</u>	・ 条例第6条第7号
7	別紙4のうちNo15～19の個数	・ 条例第6条第7号
8	(別紙5) 運搬要領及び車列編成図 〔 <u>運搬要領の5ただし、人数を除く</u> 〕	・ 条例第6条第7号
9	<u>別紙7</u>	・ 条例第6条第5号 ・ 条例第6条第7号

(注) 「施行規則」・ 京都府情報公開条例施行規則
(平成13年京都府公安委員会規則第13号)

